

左の①と②の要件を満たす例としては、Earthquake (地震) や Flood (洪水) などの自然災害や、Expropriations (資産の強制収用)、Prohibition under a newly enacted laws (新たな法律の適用による損失) などがある。ただし、地震発生率の高い地域における地震による損失などは発生がまれではないため、②の要件を満たさず臨時損益項目とはならない。

なお、企業結合によって生じたいわゆる Negative goodwill (負ののれん) は、従来は Extraordinary item とされていたが、2007年12月に公表された SFAS No. 141 【改訂版】において、同項目から除外された。Negative goodwill については、18-2を参照。